

西条市建築確認申請等手数料一覧表（抜粋）

令和7年4月1日改正（※下線部改訂）

○建築確認・完了検査

床面積（A） 単位：平方メートル	確認申請 又は計画通知		中間検査	完了検査			
	省エネ基準 審査なし	省エネ基準 審査あり （※1）		中間検査なし		中間検査あり	
				省エネ基準 検査なし	省エネ基準 検査あり （※2）	省エネ基準 検査なし	省エネ基準 検査あり （※2）
A ≦ 30	9,000円	<u>24,000円</u>	15,000円	14,000円	<u>20,000円</u>	14,000円	<u>20,000円</u>
30 < A ≦ 100	15,000円	<u>30,000円</u>	18,000円	17,000円	<u>23,000円</u>	17,000円	<u>23,000円</u>
100 < A ≦ 200	22,000円	<u>37,000円</u>	25,000円	23,000円	<u>29,000円</u>	22,000円	<u>28,000円</u>
200 < A ≦ <u>300</u>	29,000円	<u>57,000円</u>	<u>34,000円</u>	31,000円	<u>42,000円</u>	30,000円	<u>41,000円</u>
<u>300</u> < A ≦ 1,000	51,000円	<u>96,000円</u>	55,000円	52,000円	<u>72,000円</u>	50,000円	<u>70,000円</u>
1,000 < A ≦ 2,000	72,000円	<u>117,000円</u>	74,000円	<u>71,000円</u>	<u>103,000円</u>	66,000円	<u>98,000円</u>
2,000 < A ≦ <u>5,000</u>	<u>211,000円</u>	<u>281,000円</u>	<u>166,000円</u>	166,000円	<u>263,000円</u>	161,000円	<u>258,000円</u>
<u>5,000</u> < A ≦ 10,000	<u>211,000円</u>	<u>302,000円</u>	<u>166,000円</u>	166,000円	<u>320,000円</u>	161,000円	<u>315,000円</u>
10,000 < A ≦ <u>25,000</u>	<u>355,000円</u>	<u>446,000円</u>	<u>269,000円</u>	268,000円	<u>462,000円</u>	263,000円	<u>457,000円</u>
<u>25,000</u> < A ≦ 50,000	<u>355,000円</u>	<u>446,000円</u>	<u>269,000円</u>	268,000円	<u>511,000円</u>	263,000円	<u>506,000円</u>
50,000 < A	<u>687,000円</u>	<u>778,000円</u>	<u>554,000円</u>	528,000円	<u>771,000円</u>	<u>524,000円</u>	<u>767,000円</u>

※ 建築物を建築する場合においては、当該建築物に係る部分の床面積の合計とする。建築物の移転等（移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更をいう。）をする場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1とする。

※ 確認を受けた建築物の計画の変更をして移転等をする場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。確認を受けた建築物の計画を変更する場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積とする。

※1 省エネ基準審査が必要な建築物で、仕様基準により適合性を確認した住宅（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。）

※2 完了検査において、省エネ基準適合義務対象の建築物（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。）

○建築設備・工作物

区 分	確認申請又は計画通知	完了検査	記載事項証明
建築設備（昇降機）	13,000円	20,000円	
小荷物専用昇降機	<u>7,000円</u>	13,000円	
工作物	11,000円	13,000円	
			300円

○許可・認定等

検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定の申請に対する審査	136,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定の申請に対する審査（法43条第2項第1号認定）	31,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可の申請に対する審査（法43条第2項第2号許可）	37,000円
道路の位置の指定（変更・廃止）の申請に対する審査	50,000円
仮設建築物の建築許可の申請に対する審査	136,000円

西条市建築確認申請等手数料一覧表（抜粋）

令和7年4月1日改正（※下線部改訂）

○長期優良住宅の認定（一戸建ての専用住宅で建築基準関係規定の審査をしない場合）

新築	登録住宅性能評価機関の確認書がある場合	16,400円
	設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 （長期使用構造等である旨の記載のあるもの）	16,400円
	上記以外の場合	56,500円
増築	登録住宅性能評価機関の確認書がある場合	22,300円
	上記以外の場合	82,400円

※ 変更認定の申請に係る手数料はそれぞれ該当の手数料の金額の2分の1に相当する額とする。（100円未満は四捨五入）

○建築物省エネ法による省エネ適合性判定

【住宅】

申請戸数の数 床面積（A）		性能基準	仕様基準	仕様・計算 併用基準
1戸	A < 200㎡	<u>41,700円</u>	<u>21,500円</u>	<u>31,200円</u>
	200㎡ ≤ A	<u>46,600円</u>	<u>23,100円</u>	<u>34,500円</u>
2戸	～ 4戸	<u>83,900円</u>	<u>40,200円</u>	<u>62,000円</u>
5戸	～ 15戸	<u>139,900円</u>	<u>69,500円</u>	<u>104,300円</u>
16戸	～ 45戸	<u>238,300円</u>	<u>125,800円</u>	<u>181,600円</u>
46戸	～	<u>341,700円</u>	<u>190,400円</u>	<u>265,700円</u>

【非住宅】

床面積（A） 単位：平方メートル	モデル建物法		標準入力法・主要室入力法	
		工場等 減額措置		工場等 減額措置
A < 300	<u>105,700円</u>	<u>23,100円</u>	<u>275,600円</u>	<u>28,000円</u>
300 ≤ A < 1,000	<u>134,400円</u>	<u>32,400円</u>	<u>345,200円</u>	<u>37,700円</u>
1,000 ≤ A < 2,000	<u>176,900円</u>	<u>45,800円</u>	<u>445,500円</u>	<u>52,300円</u>
2,000 ≤ A < 5,000	<u>286,100円</u>	<u>115,400円</u>	<u>635,700円</u>	<u>123,500円</u>
5,000 ≤ A < 10,000	<u>373,500円</u>	<u>173,600円</u>	<u>782,900円</u>	<u>182,500円</u>
10,000 ≤ A < 25,000	<u>448,800円</u>	<u>215,700円</u>	<u>925,400円</u>	<u>225,400円</u>
25,000 ≤ A	<u>526,400円</u>	<u>267,500円</u>	<u>1,055,600円</u>	<u>278,800円</u>

※ 適合性判定の変更に係る手数料は新規適合性判定手数料の2分の1に相当する額とする。（100円未満は四捨五入）

※ 軽微変更該当証明に係る手数料は新規適合性判定手数料の2分の1に相当する額とする。（100円未満は四捨五入）